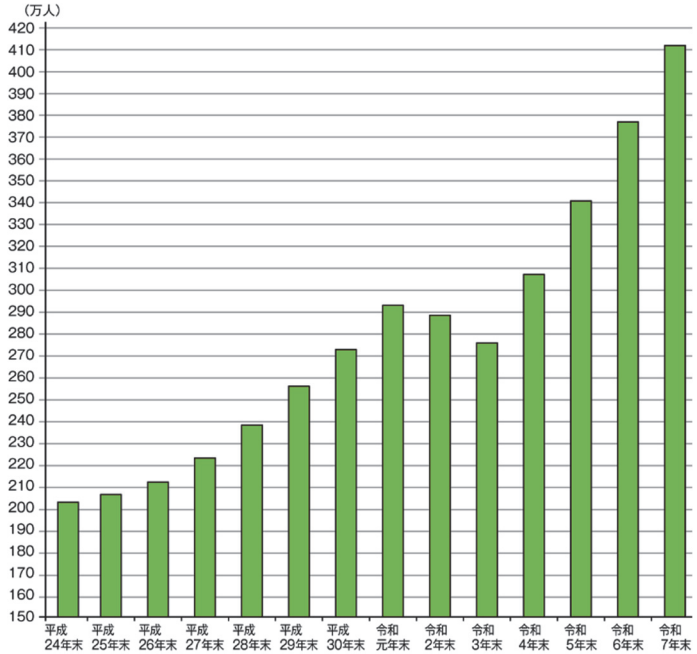
第2章 異文化接触

1 日本の在留外国人施策

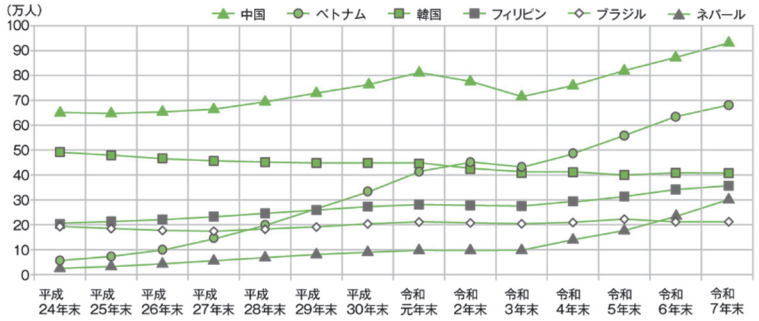
(1) 在留外国人

法務省によると、令和7年末現在の在留外国人数は412万5,395人で初めて400万人を超えました。特にここ数年の増加は著しく、毎年過去最高を記録しています。



■ 在留外国人の推移（総数）

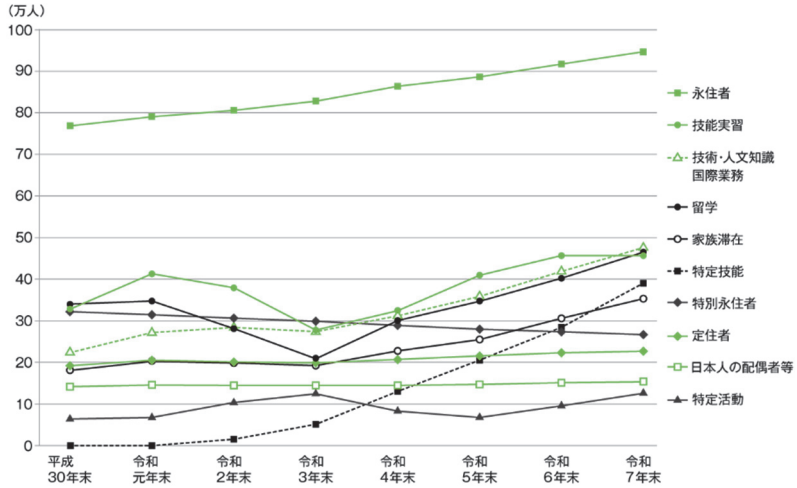
また、国籍・地域別に見ると、最も多いのが中国で、ベトナム、韓国、フィリピン、ネパールと続きます。



■ 国籍・地域別在留外国人の推移

上記の図を見ると、平成 24 年から現在まで一貫して中国が最も多いですが、注目すべきはベトナムの増加です。ベトナムは平成 24 年末には５位でしたが、年々増加を続け、現在は韓国を抜き２位まで浮上しています。また、ネパールも増加傾向にあり、令和６年にブラジルに代わって第５位となりました。反対に、韓国は年々減少しており、現在は３位となっています。

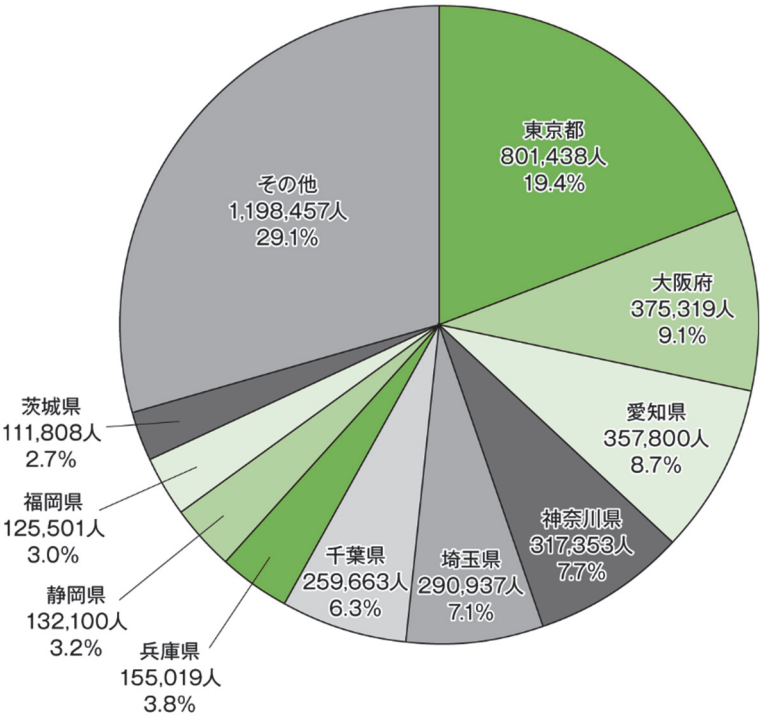
次に、在留資格別に見てみましょう。最も多いのは永住者で、次いで技術・人文知識・国際業務、留学、技能実習、特定技能と続きます。



■ 在留資格別在留外国人の推移

1位の永住者は 94 万 7,125 人で、2位以下に大幅な差をつけています。技術・人文知識・国際業務、留学、特定技能も年々増加しています。

次に、都道府県別の在留外国人の構成を見てみましょう。



■ 都道府県別在留外国人の構成比

在留外国人が最も多いのは東京都で、全体の 19.4%を占めています。次いで、大阪府、愛知県、神奈川県、埼玉県と続いています。しかし、近年はどの都道府県においても在留外国人の増加が続いており、その傾向は全国に波及しています。

⑵　外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

在留外国人が増加しその多様化が進んでいる現在、新たな外国人材の受入れ及び日本で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、政府一体となって総合的な検討を行うため、内閣官房長官と法務大臣を議長に 19 省庁の大臣・委員長を構成員とする「**外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議**」が平成 30 年 7 月に組織されました。その「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において平成 30 年 12 月に最初の「**外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策**」が策定され、以降毎年改訂されています。総合的対応策は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心・安全に暮らせる社会を実現するために、目指すべき方向性を示したものです。また、同関係閣僚会議は、令和４年に「**外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ**」を策定しました。このロードマップは、日本の目指すべき共生社会のビジョンの実現に向けて、中長期的な課題及び具体的施策を示したもので、令和８年度（2026 年度）までの５年間を対象期間としています。「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」には、このロードマップを踏まえた内容が記載されています。その中でも特に日本語教育に関連が深い内容を確認しておきます。

Memo▶　令和８年、在留外国人に対する国民の不安や不公平感を解消するためのルール徹底、秩序維持を前面に打ち出した新たな骨格「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」が決定されました。

（１）円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

【現状及び課題】

〇日本語教育等の機会提供

・令和５年（2023 年）11 月時点において、約 14 万人の外国人住民が日本語教室の開設されていない市区町村に居住しており、**日本語教育を受ける機会が十分に提供されていない。**

・公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒は、令和５年度(2023 年度)調査で約 6.9 万人と、この約 10 年間で 1.9 倍に増加しており、これらの児童生徒に対して適切な教育の機会を確保するため、日本語指導も含めたきめ細やかな指導を行うなどの取組を実施している。**高等学校においては、令和５年度（2023 年度）から、「特別の教育課程」を編成した日本語指導を実施することが可能となっている。**